# 農薬として使用することができない除草剤 の販売・使用に関するお願い

## 「農薬」とは

- 農作物等を害する病害虫の防除に用いられる殺菌剤、殺虫剤、除草剤や農作物等の 生理機能の増進・抑制に用いられる成長促進剤等の薬剤をいいます。
- 国がその品質や効果、残留などを審査し、定められた使用方法により、農作物や 環境などへの安全性が確認されたものを、農林水産省が登録します。
- 登録農薬には、容器・包装に『農林水産省登録第○○○○号』の記載があります。

## 「農薬として使用することができない除草剤」とは

道路、駐車場、グラウンド等において、農作物や樹木・芝・花き等の植物の栽培・ 管理の目的以外で使用される除草剤です。

### ▽ 容器・包装への表示義務

除草剤の容器・包装に「**農薬として使用することができない**」旨の表示が必要!



### ☑ 店頭における表示義務

店舗の見やすい場所に「**農薬として使用することができない**」旨の**表示**が必要!







「農薬」と誤解して購入されないよう、「農薬として使用することができな い」旨を、商品や店舗において、分かりやすく表示、陳列してください。

### 分かりやすい表示例

こちらの商品は、農薬として使用することがで きません。農作物や庭木・花き等の植物の栽 培・管理には使用できません。

### 誤解を受けやすい表示例

こちらの除草剤は、非農耕地専用です。 農耕地には使用できません。



☆インターネットで販売する場合☆

販売サイト上で農薬として使用できない旨を記載す **るなど、分かりやすい情報提供をお願いします。** 

## ・農作物や庭木・花き 等植物の栽培・管理 には使用できません。 商品での表示 除草剤

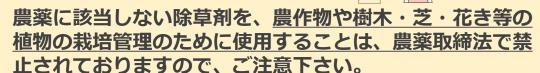
店頭での表示

・農薬ではありません。





## 購入者・使用者へのお願い







(問い合わせ先)

農林水産省北海道農政事務所消費・安全部農産安全管理課

電話番号:011-330-8815(直通)